



第2次神川町行政改革大綱

平成23年2月

神 川 町
(神川町行政改革推進本部)

目 次

第 1 章 計画策定の方針

- (1) 計画の趣旨 1
- (2) 計画の構成 1
- (3) 計画の期間 1
- (4) 計画策定の基本方針 1

第 2 章 行政改革の必要性

- (1) 生活圏に密着した行政組織の確立 2
- (2) 少子・高齢化の進展、人口減少時代への対応 2
- (3) 住民ニーズの多様化・高度化への対応 2
- (4) 地方分権の進展への対応 3
- (5) 基礎的自治体としての行財政基盤の確立 3

第 3 章 神川町の現状と課題

- (1) 人口・世帯数から見た現状と課題 4
- (2) 財政状況から見た現状と課題 7
- (3) まちづくりの現状と課題 14

第 4 章 行政改革推進体制・進行管理

- (1) 行政改革推進体制 16
- (2) 行政改革進行管理 17

第 5 章 行政改革の主要推進項目

- (1) 定員管理及び給与の適正化等 18
- (2) 人材育成の推進 18
- (3) 公正の確保と透明性の向上 19
- (4) 行政の担うべき役割の重点化 19
- (5) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 20
- (6) 情報化の推進 20

(7) 自主性・自立性の高い財政運営の確保	21
(8) 議会・行政委員会等の改革	23
(9) 地方公営企業等の経営健全化の推進	23
第6章 公表	25
※用語解説	26

第 1 章 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

平成18年1月1日、神川町・神泉村は合併し、新「神川町」として誕生、新たな歴史に向け歩み始め、5年が経過しました。

分権型社会への転換が求められる今日、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、環境保全への対応など社会経済情勢も転換期を迎える中、国・地方を通じて財政状況は依然として厳しい状況が続いています。

神川町では、将来を見据え、行財政基盤の強化、住民福祉の向上を図り、新町の基本理念である『安全・安心』『自立・交流』『参画・協働』のまちづくりを行うため簡素で効率的な行政運営を進めています。

行政改革大綱は、神川町の持続可能な行政運営を図る上で、地方分権化の進展や少子高齢化社会に対応できる基礎的自治体の構築に向け、限られた財源の中で効率的な行政運営を遂行するための改革指針として策定し、この計画に基づき不断の努力により行政改革を遂行していきます。

(2) 計画の構成

この計画は、1 計画策定の方針、2 行政改革の必要性、3 神川町の現状と課題、4 行政改革推進体制・進行管理、5 行政改革の主要推進項目、6 公表の各章から構成され、町民の皆さんに分かりやすく町の行財政改革の取り組みを示すものです。

なお、項目別行政改革の具体的事案については、別途「第2期神川町行政改革集中改革プラン」を策定し具体的に取り組みを進めます。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度の5年間の計画として策定します。

(4) 計画策定の基本方針

- ① 地方分権型社会システムに対応できる行財政基盤の確立
- ② 住民参画・協働によるまちづくりの推進
- ③ 時代に適切に対応した、安全・安心なまちづくりの推進
- ④ 公平性、透明性、信頼性のあるまちづくりの推進
- ⑤ 自立した基礎的自治体の確立に向けた人材育成

第 2 章 行政改革の必要性

(1) 生活圏に密着した行政組織の確立

平成の合併は、全国的に地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが強く求められ、平成 11 年以來、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきました。この結果、市町村数は 3, 232 から 1, 727 (平成 22 年 3 月 31 日現在) となりました。

道路交通網の発達、公共交通機関の充実、自動車の普及といったモータリゼーションの進展や、電話・インターネット等の ICT 技術・基盤の充実等にもない、日常生活で移動する範囲は、従来の市町村内にとどまらず、拡大してきています。

こうした中、行政運営においては、地方分権化が進められ、行政需要も増大・高度化し、道路交通網や防災体制の整備、環境対策など町村の区域を越えたより広域的な観点から一体的なまちづくりを進めることが課題となっています。

また、公共施設の利用などにおいても、地域住民の生活環境に合った行政サービスの提供が求められ、小規模な自治体では、組織体制・財政面から地域住民の要望に対して迅速、適切な対応が難しい状況も想定されています。

このため地域に必要な生活機能を確保し、圏域全体の発展と住民福祉の向上を図るため、本庄市と定住自立圏協定を締結するなど、住民生活や地域に適合した基礎的自治体として、住民ニーズに的確に対応したまちづくりや効率的な行政サービスを行う体制の整備に努めます。

(2) 少子・高齢化の進展、人口減少時代への対応

全国的に少子高齢化が急速に進行するとともに、今後も生産年齢人口の減少が予測されています。これらに伴って、保健・医療・福祉などの行政需要が増大する一方で、地域の担い手の減少や活力の低下、税収の減少が懸念されるなど、今後の社会経済に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

住民基本台帳で見ると、平成 22 年 4 月 1 日現在の町の高齢化率は 21.88% (3, 150 人) で、5 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会となっています。また 15 歳未満の年少者の割合は、13.34% (1, 921 人) で毎年減少しており、少子化が確実に進行しています。総人口においても、合併時 (平成 18 年 1 月 1 日) に 14, 810 人であったものが、平成 22 年 4 月 1 日現在では 14, 396 人 (414 人の減) となり、人口減少が始まっています。

このように少子高齢化は、急速に進行しています。今後、住民が、老後も憂いなく暮らすことができ、また子育てがしやすい条件を整え、健康で長生きできるまちをつくるのが大きな課題となっています。

少子高齢化や人口減少時代に的確に対応していくためには、町の組織再編や人員・財源の重点的な配分等、時代に対応した効率的な行財政運営を行う必要があります。

(3) 住民ニーズの多様化・高度化への対応

社会経済情勢や個人の価値観の変化、環境に対する関心の高まりや情報通信技術の革新による情報化社会の進展などにより、行政に対する住民ニーズは、ますます多様化・高度化しています。

このような住民ニーズに適切に対応していくためには、新たな行政サービスを迅速かつ効率的に実施するための専門職や政策形成能力・実行力を備えた職員を育成する必要があります。

(4) 地方分権の進展への対応

わが国における近年の地方分権の流れは、平成7年の地方分権推進法の制定、地方分権推進委員会の発足とその勧告を通じる中で、平成11年に制定、翌年施行された地方分権一括法により、地方自治体の役割が拡充されたことに伴い、国と地方自治体は対等な関係として、様々な制度が改善されつつあります。

このため、地方自治体は、自己決定・自己責任の原則のもと、自ら考え、実行していく能力を高める必要があります。そして、最も身近な基礎的自治体である町が地域の実情に即した住民に身近な行政を担っていくためには、専門的な技能と経験を持った職員を確保し、より高度な取り組みを行える体制を整えていくことが強く求められています。

さらに、地域の自主性を育てるためには住民の主体的な参画が不可欠であり、行政としてもこれを促すような仕組みを構築していくことが大きな課題になっています。

(5) 基礎的自治体としての行財政基盤の確立

国・地方自治体の財政状況は極めて厳しい状況にあり、経済状況の低迷に伴う税収の落ち込みや、経済対策に伴う公債の大量発行などによって、巨額の負債を抱えています。こうした状況の中で、地方交付税制度や国の補助金を含めた地方財政制度について、地方への権限移譲とあわせ、地方交付税や国庫補助負担金の見直しが行われました。

全国の大半の市町村と同様にこの地域の財政は、国からの地方交付税や補助金が貴重な財源となっています。これらの財源の見直しによっては現行水準の行政サービスを維持できなくなる場合も考えられます。

こうしたことから、今後長期にわたる安定的な行財政運営を行うため、適正な行財政規模と効率性を持った組織を確立することが必要であると考えられます。

第 3 章 神川町の現状と課題

(1) 人口・世帯数から見た現状と課題

① 人口の推移

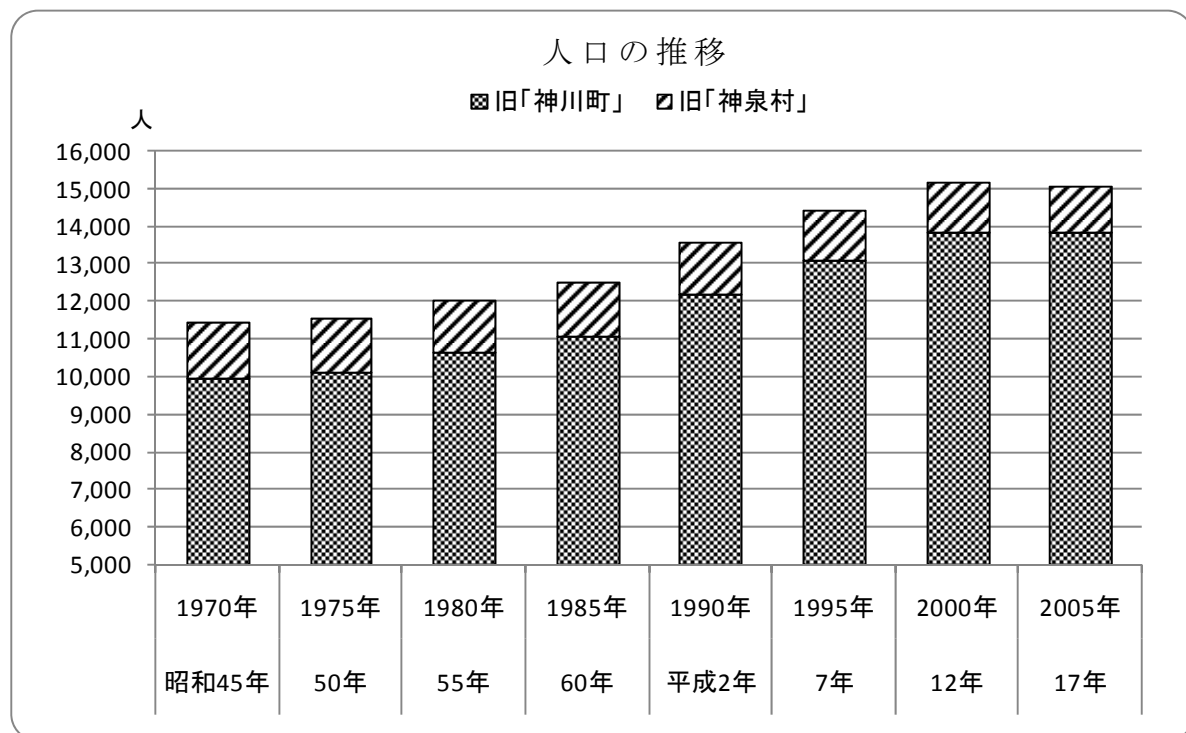
本町の人口動向を見ると、平成 12 年国勢調査時点まで一貫して増加傾向で推移していましたが、平成 17 年国勢調査の時点においては、前回調査時点より 135 人減の 15,062 人という結果となりました。この結果を踏まえ、これからの行政運営においては、人口増加を前提とした施策から、人口減少時代に対応した施策への転換等、時代に即応した行政運営が求められ、少子高齢化対策や環境対策など、変動する社会経済情勢に対して、機動的に対応できる組織改革が求められています。

表-① 人口の推移

単位：人

国勢調査	昭和 45 年 1970 年	50 年 1975 年	55 年 1980 年	60 年 1985 年	平成 2 年 1990 年	7 年 1995 年	12 年 2000 年	17 年 2005 年
旧「神川町」	9,967	10,111	10,627	11,086	12,189	13,100	13,823	13,819
旧「神泉村」	1,468	1,454	1,385	1,422	1,375	1,314	1,374	1,243
計	11,435	11,565	12,012	12,508	13,564	14,414	15,197	15,062

※ 資料：国勢調査



② 世帯の推移

本町の世帯動向を見ると、世帯数は一貫して増加傾向で推移しており、人口が減少に転じた平成 17 年調査時点においても、世帯数は、増加傾向を示しています。

これは、核家族化が進行していることを示し、昭和 45 年国勢調査時点の一世帯当たりの世帯員数 4.6 人に対して、平成 17 年国勢調査時点では、

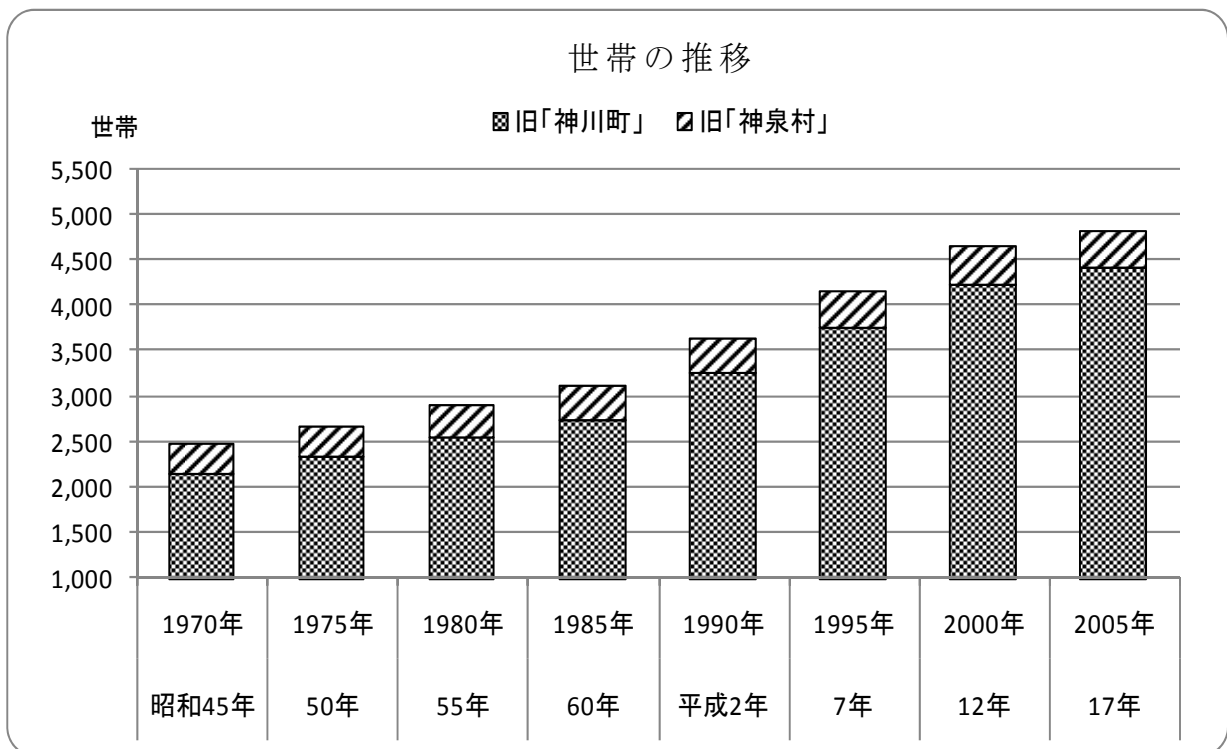
3. 1人と1.5人減少し、祖父母・父母・子どもという三世同居の家族形態が減少し、二世帯世帯、高齢者のみ世帯、単身者世帯などが世帯増加の要因として考えられ、今後、高齢者世帯、特に一人住まいの高齢者世帯の対策が強く求められると考えられます。また、人口の減少時代を踏まえ、農用地や自然環境の保全など計画的な土地利用が、今後の課題となっています。

表一② 世帯の推移

単位：世帯

国勢調査	昭和45年 1970年	50年 1975年	55年 1980年	60年 1985年	平成2年 1990年	7年 1995年	12年 2000年	17年 2005年
旧「神川町」	2,155	2,332	2,547	2,749	3,274	3,771	4,229	4,413
旧「神泉村」	323	348	359	375	379	396	435	417
計	2,478	2,680	2,906	3,124	3,653	4,167	4,664	4,830
一世当たり世帯員数	4.6人	4.3人	4.1人	4.0人	3.7人	3.5人	3.3人	3.1人

※ 資料：国勢調査



③ 世代間別人口の推移

下記の表及びグラフは、近年の人口の推移を、15歳未満、15歳以上65歳未満、65歳以上の世代間に分類し表にしたものです

この表から、年により人口の増減は若干ありますが、本町の人口は減少傾向を示し、国勢調査を裏付ける形となっています。そして、その内容をみると、15歳未満の年少者人口及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の高齢者の増大という、まさに少子高齢化時代の到来を如実に示しており、65歳以上の高齢者率は、21.88%（3,150人）と超高齢者社会を迎える状況となっています。

このような状況から、出生率の向上や子どもを育てるための環境整備などの子育て支援対策や、高齢者社会等に対応したユニバーサルデザインの推進、バリアフリー化などの整備が課題となっています。

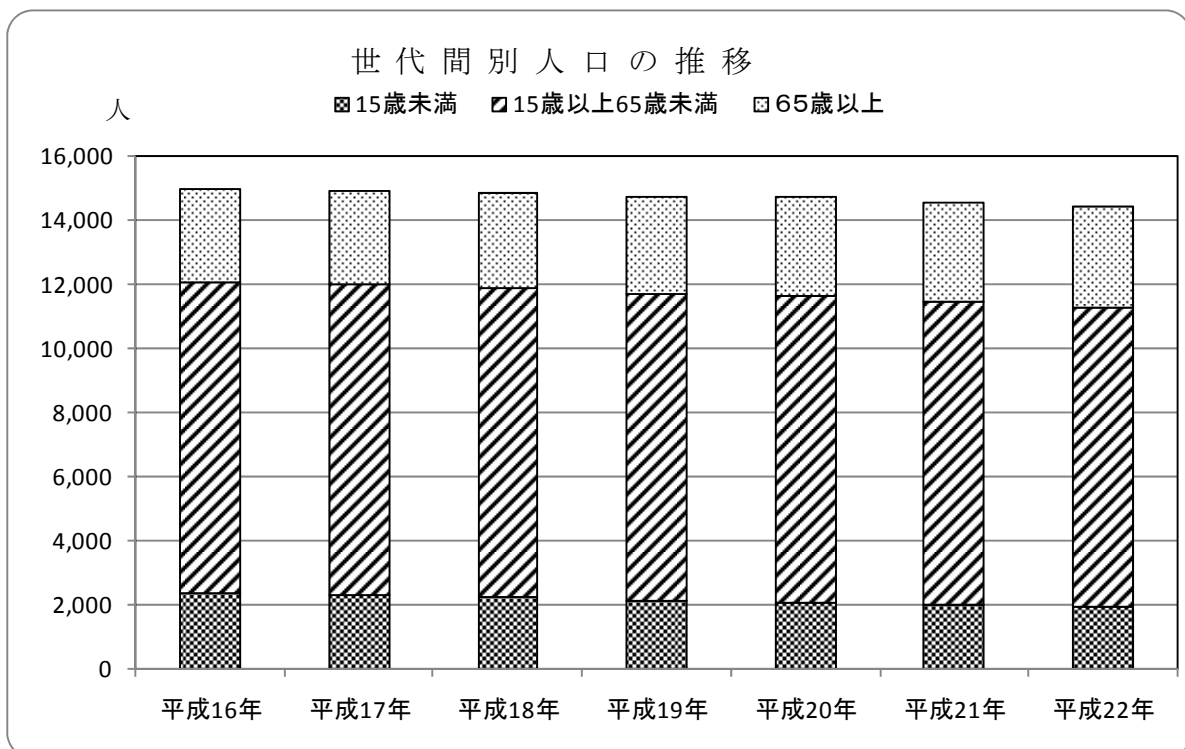
表一③ 世代間別人口の推移

単位：人、%

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
15歳未満	2,309	2,244	2,193	2,101	2,044	1,988	1,921
15歳以上65歳未満	9,739	9,722	9,657	9,581	9,561	9,437	9,325
65歳以上	2,885	2,900	2,967	3,011	3,076	3,112	3,150
合計	14,933	14,866	14,817	14,693	14,681	14,537	14,396
65歳以上の高齢者比率	19.32	19.51	20.02	20.49	20.95	21.41	21.88

※ 資料：住民基本台帳（基準日は、各年4月1日）

※ この数値は、住民基本台帳の数値を使用していますので、外国人登録者数は含まれず、国勢調査人口とは、異なります。



(2) 財政状況から見た現状と課題

① 近年の歳入・歳出決算の推移

表一① 年度別歳入決算の概要 (普通会計)

単位：千円

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	
歳	地方税	1,953,951	1,888,932	1,965,289	1,933,465	2,025,787
	地方譲与税	177,762	230,058	112,144	107,489	99,711
	利子割交付金	5,563	3,736	5,311	5,321	4,438
	配当割交付金	2,992	4,470	5,544	2,095	1,691
	株式譲渡所得割交付金	4,565	3,681	3,161	733	919
	地方消費税交付金	133,726	140,964	136,771	124,403	132,737
	ゴルフ場利用税交付金	40,841	39,131	37,771	37,144	36,972
	特別地方消費税交付金	0	0	0	0	0
	自動車取得税交付金	104,950	96,276	82,874	74,629	43,280
	地方特例交付金	82,344	64,918	19,307	33,297	38,801
	地方交付税	1,034,875	1,121,438	1,273,308	1,549,337	1,591,323
	うち普通交付税	766,822	797,952	958,297	1,262,467	1,394,689
	うち特別交付税	268,053	323,486	315,011	286,870	196,634
	一般財源計	3,541,569	3,593,604	3,641,479	3,867,913	3,975,659
	交通安全対策特別交付金	4,793	5,084	4,799	4,238	4,365
	分担金・負担金	82,205	78,608	106,769	97,720	70,250
	使用料	158,647	145,556	86,173	88,386	113,690
	手数料	15,930	7,254	7,444	6,769	6,245
	入	国庫支出金	149,830	90,616	280,765	136,812
国有提供交付金		0	0	0	0	0
県支出金		300,740	249,438	318,127	274,779	286,682
財産収入		135,155	116,108	45,954	51,586	49,316
寄附金		0	215	207	3,002	600
繰入金		378,449	177,226	262,168	56,641	111,311
繰越金		391,958	241,989	316,067	466,113	376,699
諸収入		101,085	56,027	48,581	75,748	80,070
地方債		632,400	404,800	313,816	250,780	322,634
うち減税補てん債及び臨時財政対策債		304,300	262,100	216,916	203,180	315,334
歳入合計	5,892,761	5,166,525	5,432,350	5,380,487	5,965,528	

※ 資料：地方財政状況調査

※ この歳入決算額の平成17年度分については、旧神川町・神泉村の4～12月決算分に新町の1～3月を加えて算出しています。(以下の財政指標も同様)

表一② 年度別歳出決算の概要(普通会計)

単位：千円

区 分		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	
歳	人件費	1,574,770	1,476,359	1,417,820	1,383,049	1,324,438	
	うち職員給	1,013,052	982,226	945,713	910,220	839,548	
	扶助費	377,579	377,831	416,693	434,200	410,116	
	公債費	483,926	505,449	519,883	546,705	653,674	
	内 訳	元利償還金	483,926	505,449	519,883	546,705	653,674
		一時借入金利子	0	0	0	0	0
	義務的経費計	2,436,275	2,359,639	2,354,396	2,363,954	2,388,228	
	物件費	868,244	779,067	713,037	598,733	625,485	
	維持補修費	14,114	12,659	16,588	17,486	17,383	
	補助費等	955,141	877,789	904,725	901,506	1,142,023	
	うち一部事務組合負担金	578,045	559,447	593,687	602,009	601,154	
	繰出金	592,711	549,244	592,623	575,758	566,461	
	積立金	197,956	14	90	392,593	307,876	
	投資・出資・貸付金	6,240	7,920	7,440	6,710	4,320	
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0		
出	投資的経費	580,091	262,706	377,338	147,048	253,546	
	うち人件費	0	5,630	17,844	5,954	10,730	
	内	普通建設事業費	580,091	262,706	353,455	128,713	253,546
		うち補助事業費	10,357	9,862	203,878	24,635	20,508
		うち単独事業費	537,309	216,359	129,398	91,963	226,476
		災害復旧事業費	0	0	23,883	18,335	0
	内 訳	失業対策事業費	0	0	0	0	0
		歳出合計	5,650,772	4,849,038	4,966,237	5,003,788	5,305,322

※ 資料：地方財政状況調査

※ この歳入決算額の平成17年度分については、旧神川町・神泉村の4～12月決算に新町の1～3月分を加えて算出しています。(以下の財政指標も同様)

表一①及び表一②は、本町の過去5年間の歳入・歳出決算状況を年度別、項目別に分類して表記したものです。

表一①は歳入決算で、主な収入は町民及び町内事業者の皆さんに納付いただいた地方税(税金)や国から交付される各種交付金及び地方交付税となっています。加えて、受益者負担による使用料や負担金などのほか、財源不足を補完するため、基金の繰入(一般家庭で言う預貯金の取り崩し)により歳入財源を確保している現状で推移しています。

また、表一②は歳出決算で、性質別に区分され、支出が決められている義務的経費(人件費、扶助費、公債費)、道路や新たな施設の整備などに充てられる投資的経費及び公共施設の維持や管理などの物件費、各種団体などへの負担金・補助金などに充てられる補助費、特別会計等へ支出される繰出し金などとなっています。歳

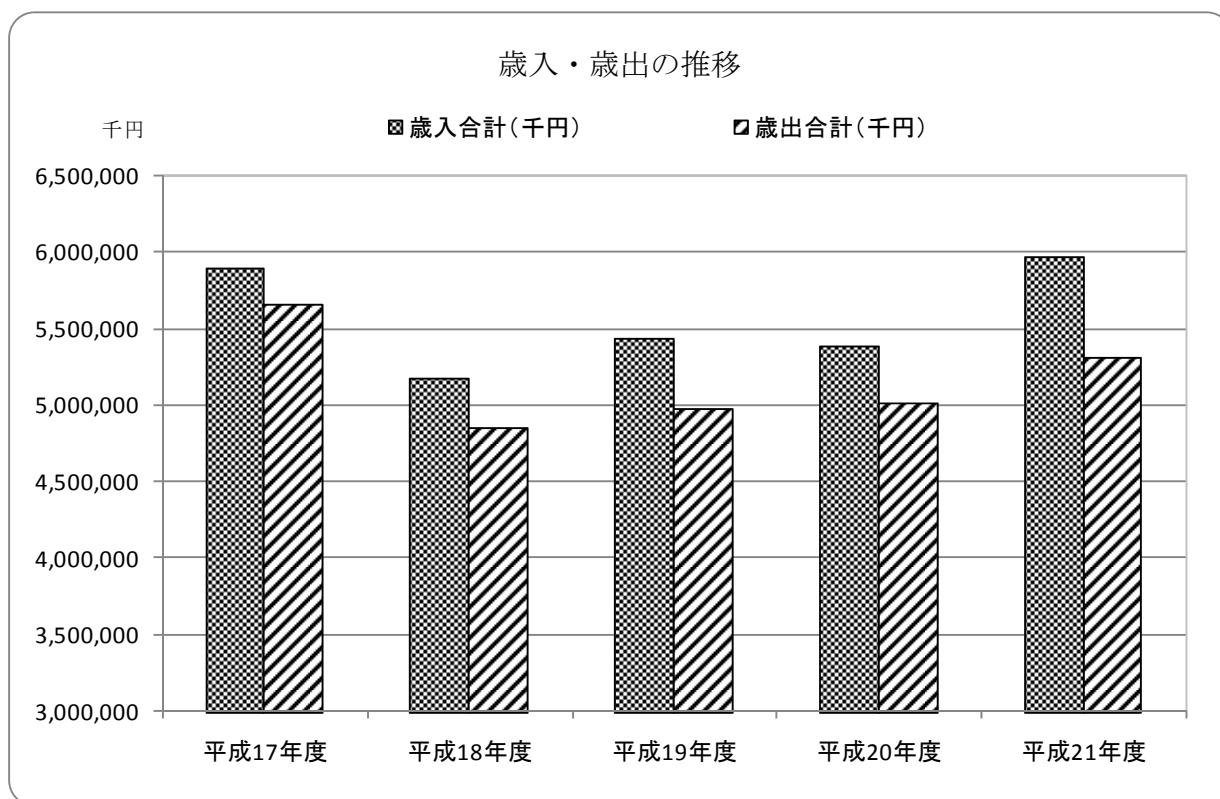
出額中、投資的経費が減少傾向で推移しています。

表一③ 歳入・歳出決算額の推移（普通会計）

単位：千円

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入合計	5,892,761	5,166,525	5,432,350	5,380,487	5,965,528
歳出合計	5,650,772	4,849,038	4,966,237	5,003,788	5,305,322

※ 資料：地方財政状況調査



表一③は、表一①及び表一②の年度別歳入・歳出決算の合計額を抜き出し、グラフ化したものです。平成17年度以降財政規模は縮小していましたが、平成21年度は、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」による補助事業により増加しました。

平成17年度は、旧神川町、旧神泉村及び合併後の新町の決算額を合算したもので、平成18年度以降が新神川町の決算額となっています。

今後、町民の安全・安心な生活環境を維持するために必要な施設や長期的に利用する道水路などの社会資本整備については、各種助成事業の活用、地方債の発行により事業実施をしていかなければなりません。

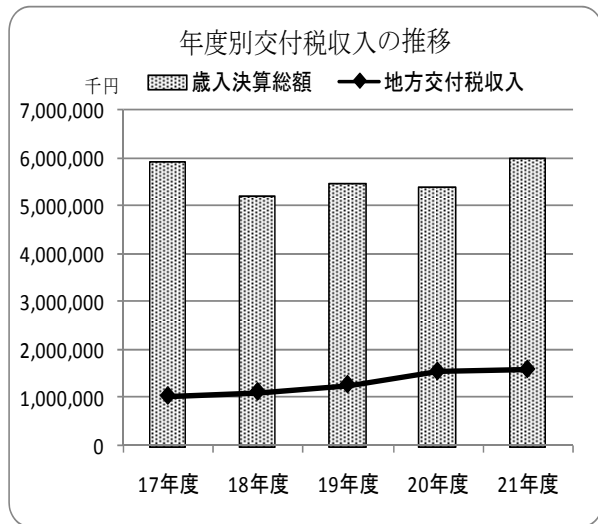
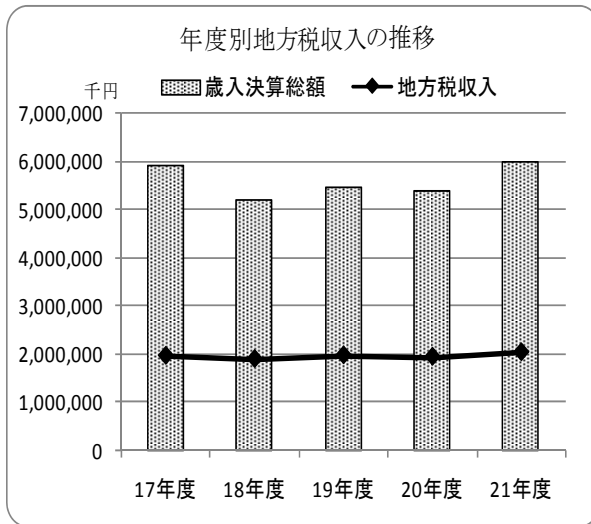
次世代に大きな負担を背負わせることなく、健全な財政運営を実施していくためには、プライマリーバランス（基礎的財政収支）の均衡を図りながら、人口の推移や社会経済情勢を見極め、限られた財源の中で、最大の効果を発揮するための事業展開、財政運営が求められ、地方分権時代の基礎的自治体として役割・責務・能力が大きく問われています。

表一④ 地方税収入及び地方交付税の推移

単位：千円、%

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入決算総額	5,892,761	5,166,525	5,432,350	5,380,487	5,965,528
地方税収入	1,953,951	1,888,932	1,965,289	1,933,465	2,025,787
地方税収入の割合	33.16%	36.56%	36.18%	35.93%	33.96%
地方交付税収入	1,034,875	1,121,438	1,273,308	1,549,337	1,591,323
地方交付税収入の割合	17.56%	21.71%	23.44%	28.80%	26.68%

※ 資料：地方財政状況調査



表一④は、収入財源の根幹をなす地方税収入及び地方交付税の推移を表記・グラフ化したものです。

地方税は、町の財政運営を支える主要な財源であり、固定資産税・町民税（個人、法人）・町たばこ税・軽自動車税などで、景気動向により、個人町民税や法人町民税の収納状況は左右されますが、歳入総額の約35%前後で推移しています。今後、生産年齢人口の減少が見込まれ、個人町民税の増収が厳しい状況において、公平性の確保の観点から、さらなる収納率の向上など財源の確保が求められています。

地方交付税は、行政サービスの一定水準を確保するために、必要な財政需要額に対して、収入額が不足する自治体の財源を補てんするために国から交付されるもので、国税のうち所得税及び酒税の収入額のそれぞれ32%、法人税の収入額の35.8%、消費税の収入額の29.5%並びにたばこ税の収入額の25%と定められていますが、国においても財政状況が厳しく、地方交付税に代わる臨時財政対策債の発行を条件に、交付額が抑えられています。

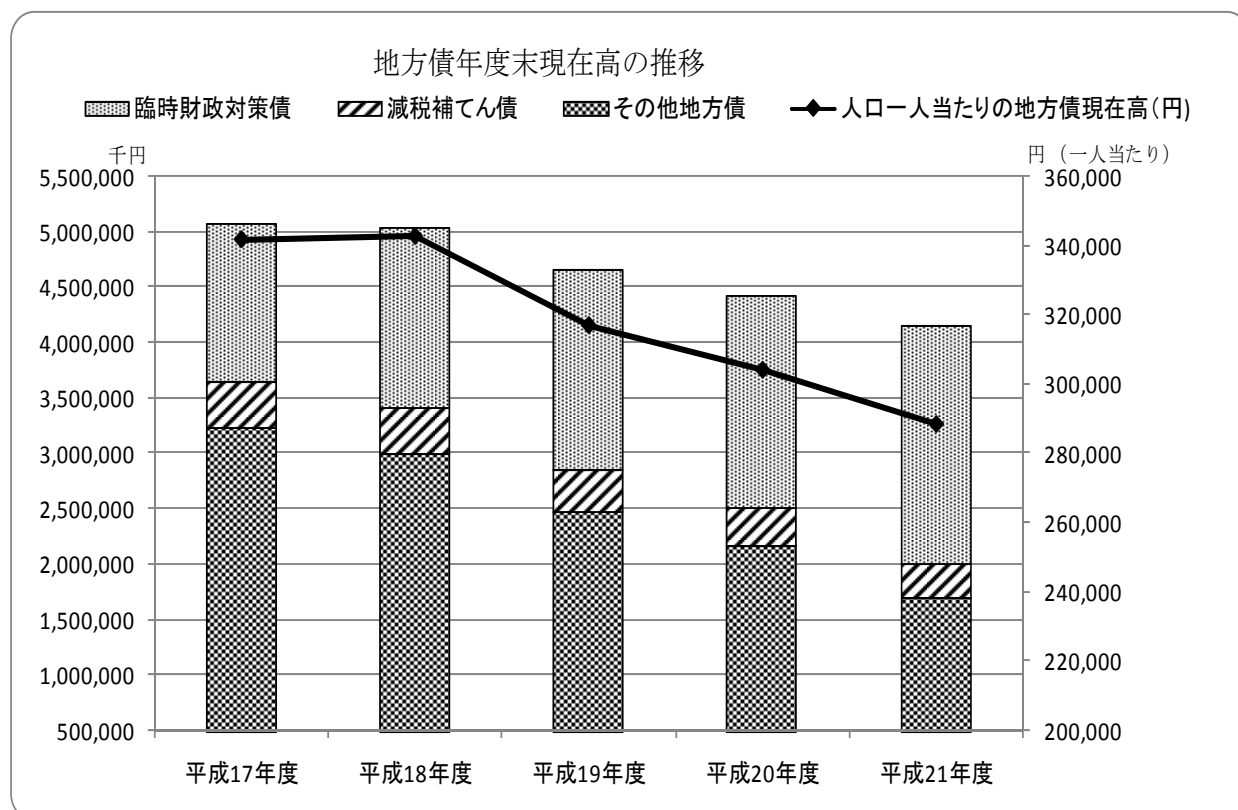
本町においては、新設合併により地方交付税額は、旧町村ごとに算定される特例措置（『合併算定替』という。）が合併後10年間適用され、その後の5年間は激変緩和措置の期間が認められていますが、交付税総額が抑制されているため、減少傾向で推移すると予測されます。

表一⑤ 地方債年度末現在高の推移

単位：千円

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地方債現在高合計	5,068,549	5,044,803	4,656,688	4,426,979	4,157,230
臨時財政対策債	1,423,713	1,633,904	1,795,700	1,923,563	2,155,764
減税補てん債	414,570	409,290	378,167	344,599	308,517
その他地方債	3,230,266	3,001,609	2,482,821	2,158,817	1,692,949
人口一人当たりの地方債現在高(円)	342,030	342,974	317,191	304,302	288,616

※ 資料：地方財政状況調査



表一⑤は、過去5年間の地方債現在高の推移を表示・グラフ化したものです。

地方債は、町の単年度歳入予算では、事業費が過大で実施できない投資的事業(道路や大規模施設建設事業など)を実施する上で、その財源を確保するために借り入れるもので、一般家庭などで住宅建築費や自動車を購入する場合にローンを組んで借金をするのと同様に、中長期的な計画に基づいて借り入れています。

本町の地方債年度末現在高は、グラフで見るとおり減少傾向を示し、平成21年度現在の人口一人当たりの地方債現在高は28万8,616円となっています。

また、この中には、本来は地方交付税として、あるいは地方税として町の歳入となるべきものを「臨時財政対策債」や「減税補てん債」として借り入れているものもあり、これらの返済については、後年度に国からの交付税措置がなされることになっています。

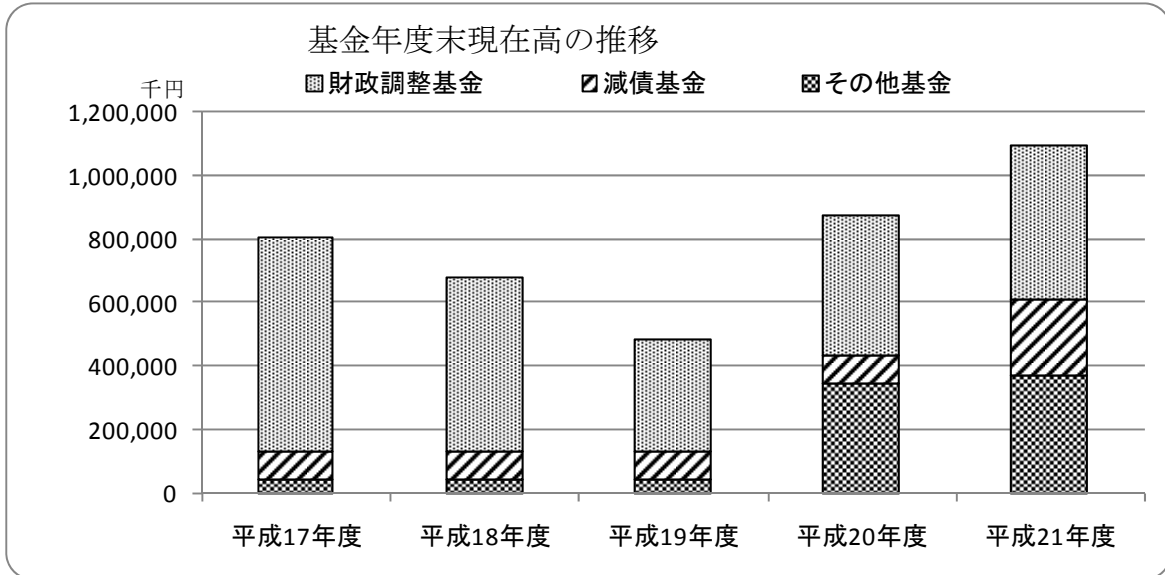
この臨時財政対策債や減税補てん債を除いたその他の地方債現在高で見た場合にも、減少していますが、今後も財政状況、住民ニーズを的確に捉えながら、社会資本整備など社会福祉の向上に寄与する事業を選択、重点化し、計画的に運用することが求められています。

表一⑥ 基金年度末現在高の推移

単位：千円

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
財政調整基金	669,151	546,219	350,546	441,259	483,300
減 債 基 金	92,715	92,720	92,743	92,769	238,395
そ の 他 基 金	42,449	42,451	42,463	344,317	372,799
合 計	804,315	681,390	485,752	878,345	1,094,494

※ 資料：地方財政状況調査



表一⑥は、過去5年間の基金の推移を表示・グラフ化したものです。

地方公共団体の会計は、単年度主義が原則となっていますが、社会経済情勢によりその年度の歳入では歳出を賄えない事態を想定し、また、単年度の予算では整備できない施設などの建設のため、資金を計画的に蓄える目的で、一般家庭の預貯金に相当する、基金が設置されています。

町では、歳入・歳出調整のための財政調整基金、地方債の償還のための減債基金及び教育施設の整備などを目的とした各種目的基金を設置しています。

基金残高は町の財政状況によって増減し、平成19年度には、4億円台にまで落ち込みましたが、平成21年度末では10億円台に回復しています。

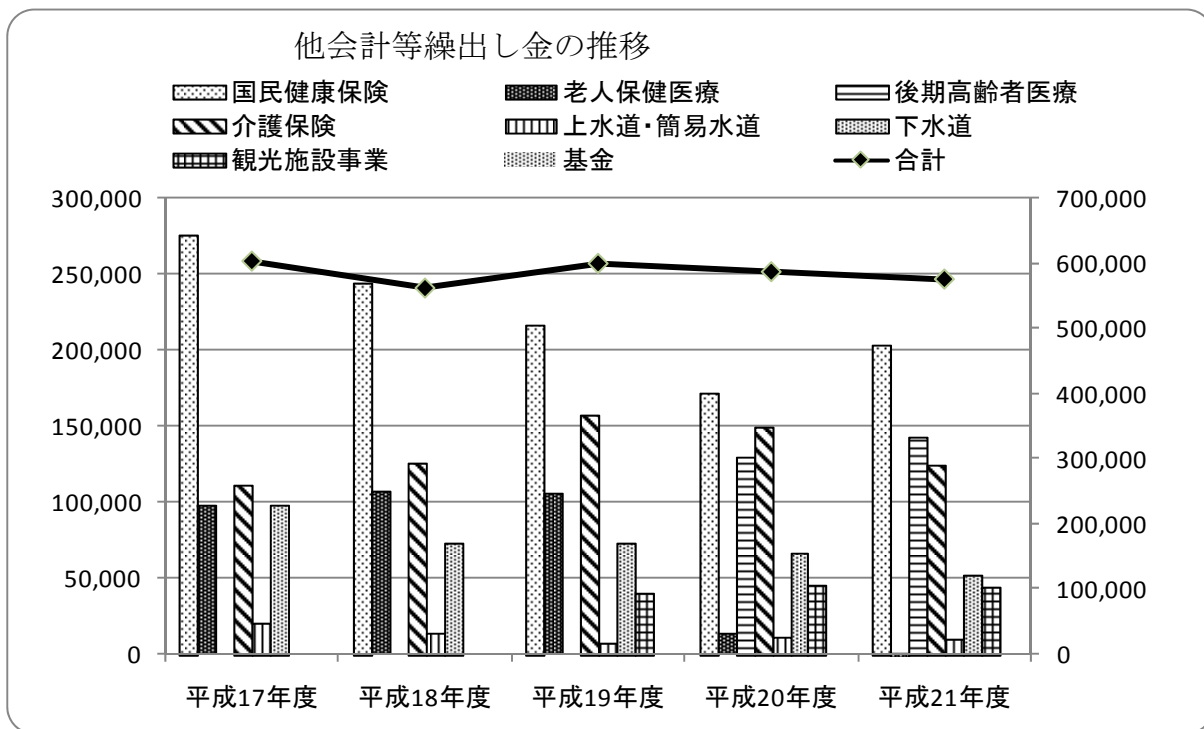
しかし、今後、教育施設の耐震補強工事など多額の費用が必要な事業が見込まれており、依然として厳しい財政運営となっています。

表一⑦ 他会計等繰出金の推移

単位：千円

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
国民健康保険	275,144	244,511	216,138	171,335	203,276
老人保健医療	98,274	106,883	106,154	13,546	208
後期高齢者医療	0	0	0	129,861	143,300
介護保険	111,221	125,448	156,849	149,153	123,774
上水道・簡易水道	20,183	13,403	7,216	11,541	9,749
下水道	98,451	72,394	73,159	66,711	51,774
観光施設事業	0	0	40,283	45,109	43,974
基金	0	8	40	43	155
合計	603,273	562,647	599,839	587,299	576,210

※ 資料：地方財政状況調査の繰出金に上水道・簡易水道への補助費等を加えたもの。



表一⑦は、一般会計等から特別会計等に支出(繰出し金)した歳出額の推移を表記、グラフ化したものです。

町では、特定目的の事業を遂行するため、または、法律等の規定により普通会計とは別に特別会計及び企業会計により運営されている事業があります。

今後も、医療費の増加による国民健康保険特別会計や流域下水道事業による公共下水道事業会計への繰出し金の増加が見込まれ、一般会計予算の財政圧迫をもたらす大きな要因となっています。受益者負担の公平性・透明性の確保など、特に公営企業においては、使用料の適正化、民間企業のノウハウの導入等、効率的な運営による繰出し金の抑制が求められています。

② 財政指標から見た神川町

ア 財政力指数

財政力指数は、財政基盤の強さを示す指標で、標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示し、指数が大きいほど財政力が強いと言われています。そして、この数値が「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されません。本町の数値は、以下のとおりで地方交付税などの依存財源に頼った状況となっています。

平成21年度財政力指数 0.645

イ 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための比率で、義務的経費である人件費、扶助費、公債費などのほか物件費、補助費、維持補修費、繰出し金の中の経常経費部分など、経常的に支出する経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充当されているかを見る指標です。従来から80%を超えると弾力性が失われつつあると言われています。

平成21年度の本町の比率は、以下のとおりですが、これは地方交付税、町

税の増加と人件費、物件費、公債費等の削減によるものです。

平成21年度経常収支比率 77.2%

ウ 健全化判断比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、これに基づき、各自治体の財政の健全化を表わす指標として、毎年度決算時に健全化判断比率を算定し、公表することが義務付けられました。健全化判断比率とは以下の4つの指標で表わされます。

1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計と住宅貸付、町営バス等の一部の特別会計を合算したもの）の赤字額の標準財政規模（地方税、地方譲与税等の収入見込額に地方交付税額を加えたもの）に対する比率です。

平成21年度では、県内に赤字が発生した団体はありませんでした。

2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計（一般会計等と国民健康保険、上水道、下水道等の全ての会計を合算したもの）の赤字額の標準財政規模に対する比率です。

平成21年度では、県内に赤字が発生した団体はありませんでした。

3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の公債費（元利償還金）と他の会計に繰出した金額のうち公債費に充てられた金額を合計した額の標準財政規模に対する比率です。

この比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行し、借り入れに対する制約が課せられるようになります。

平成21年度実質公債費比率 12.4%

4) 将来負担比率

将来負担比率は、借入金の残高など、将来にわたり町が負担しなければならない負債の残額の標準財政規模に対する比率です。この比率が350%を超えると、財政の健全化が必要な団体として、「財政健全化計画」を定め、県知事に計画の実施状況を報告し、国や県の勧告等に基づいて行財政運営を行わなければならなくなります。

平成21年度将来負担比率 90.1%

(3) まちづくりの現状と課題

① 官・民協働によるまちづくり

神川町は、平成18年1月1日に旧神川町・旧神泉村が合併し、行政と町民の皆さんが手を携え、新しいまちづくりの第一歩を踏み出しました。

合併は、生活圏の拡大、地方分権化の進展、少子高齢化の進行など、将来を見据え、町民が、安全に、そして安心して生活できる生活基盤の整備や町民ニーズに的確に対応できる基礎的自治体を確立するためのものです。

しかし、この合併は将来のまちづくりに対応するための必要条件を整える一要件として捉えることはできますが、「合併したから安泰」ということではありません。あくまでも町民の皆さんが、安全に、安心して暮らせるための基礎作りであり、この合併を新町の礎として、「合併して良かったと言えるまち」に築き上

げていくには、限られた財源と人的資源の制約の中で、新たな課題等に適切に対応しながら、町民と行政がそれぞれ責任と役割を分担し、協働しながらまちづくりに取り組むことが必要となっています。そして、今まで以上に町民の町政への積極的な参画によるまちづくりが、これから行政運営の中で重要な課題となっています。

② 地域特性を活かしたまちづくり

住民ニーズの多様化・高度化する今日、行政需要が増大する一方で、社会経済構造の改革が進行する中、景気の先行きは不透明であり、依然として、国・地方の財政状況は、厳しい状況が続いています。

また、国と地方との関係も対等の関係として、地方分権一括法が平成12年4月に施行され、本格的な分権型社会システム移行への時代を迎えました。平成14年からは三位一体改革の推進に伴い地方交付税の算定方法の見直しや国からの補助金の削減（見直し）が行われ、自主財源の確保の困難な小規模自治体などにおいて合併が進行し、本町も将来を見据え、合併を行いました。さらに、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、この法律に基づき、国と地方の役割分担や国の関与のあり方について見直しを行うこととされました。

これらの改革による権限や財源の移譲に伴い、地方の責任も増大し、自分たちの地域は自分たちの手で運営するという基本理念に基づいて、まちづくりを進めていく必要があります。

こうした中、神川町では、既存の商工業に加え、特産の梨やクジャク草などを始めとする農業のほか、文化財や城峯公園などの観光資源を活かし、町内外に情報発信しながら、産業振興を図ると共に、民間活力の利用などにより、限られた財源を効率的に運用し、道路整備や公園管理等の環境整備、少子高齢社会に対応した社会福祉制度の整備など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが、重要な課題となっています。

③町の経営改善に向けて

財政状況を見ると、町の収入の根幹となるのは町税と地方交付税であり、この内地方交付税については、合併後10年間の特例措置（合併算定替）がありますが、その後は5年間の激変緩和措置の期間も含め、交付額が減額されることが予想されます。

町は合併後既に5年が経過しています。今後の5年間で町の経営状況を改善し、継続可能な基礎的自治体としての体制を整備する必要があります。そのため、既存の事業を見直し、真に住民福祉のために優先すべき事業、町が行うべき事業を選択し、スクラップアンドビルドを進め、事業に取り組んでいきます。

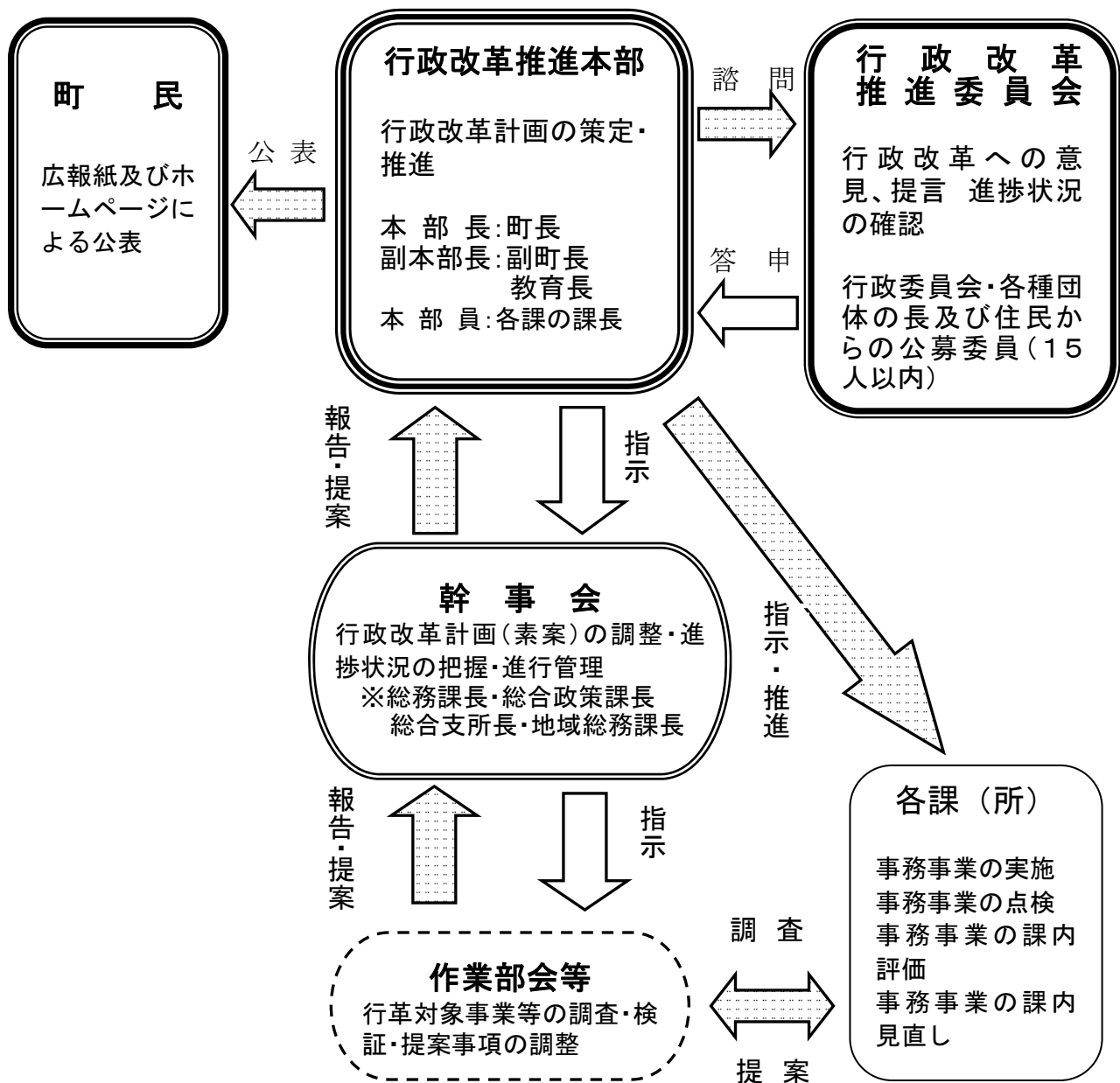
第 4 章 行政改革推進体制・進行管理

(1) 行政改革推進体制

簡素で効率的な行政運営を行うため、庁内に町長を本部長とする「神川町行政改革推進本部」が設置されており、行政改革の更なる推進に努めています。推進本部には、幹事会・作業部会等が設置され事務事業などの円滑な推進を図っております。

また、町民等の意見・提言を反映させるため「行政改革推進委員会」の審議を経て、改革内容の公表など、公平性、透明性を持って事業展開を図ります。

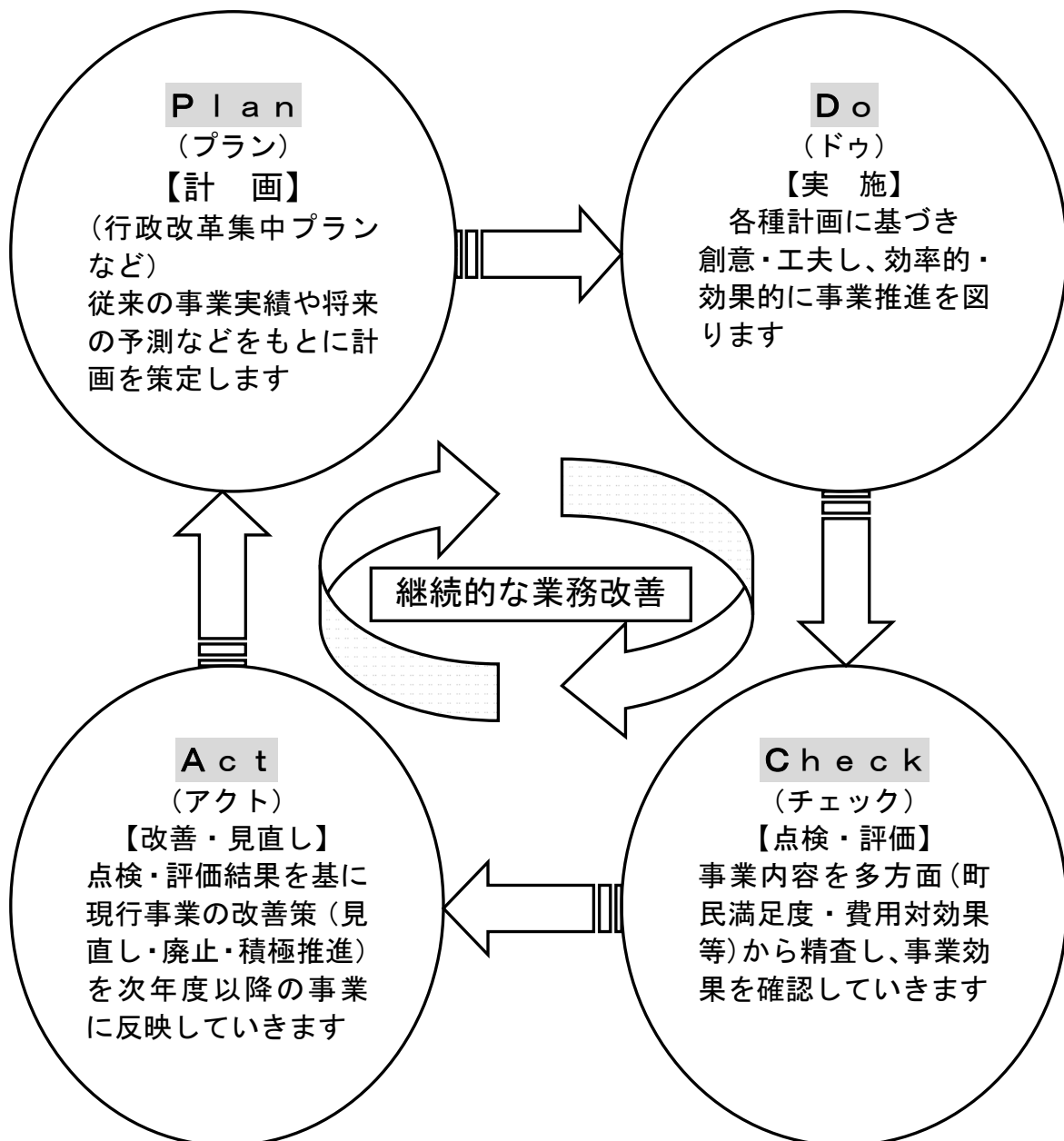
なお、職員は、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、地方公共団体の基本理念を再認識し、行政サービスの確保に十分配慮するとともに社会経済情勢に迅速に対応できる資質の向上等、公務員としての自覚を持って行財政改革の推進に努めます。



(2) 行政改革進行管理

行政改革の継続的な推進を図るためには、計画に基づき各種事業の進捗状況を把握し、事業の目的・内容・効果・成果など様々な角度から、事業を分析、検討する必要があります。そして、時代の要請に合致した施策・事業の選択、集中により、財政経費の効率的かつ効果的な財政運営が求められています。

このため、行政改革推進本部では、進行管理を実施する手法として、PDCAサイクル（P【計画策定】⇒D【実施】⇒C【検証】⇒A【見直し】）を取り入れた事業評価制度等を活用し、事業効果を検証・検討し、既に事業成果が上がり自立しうる事業の廃止・見直し、同一事業の統一、業務委託の推進（指定管理者制度を含む）など各種事業のスクラップ・アンド・ビルドを進め、住民ニーズや社会情勢に適切に対応した進行管理に努め、不断の決意により行政改革に取り組みます。



第 5 章 行政改革の主要推進項目

町民が安心して、そして安全な生活環境の中で、夢と希望に満ちたまちづくりを進める上で、限られた財源、人的資源の中で、効率的な行政運営を進めていくには、継続的な事務事業の見直し、改善が必要であり、その時代に迅速、適切に対応して行かなければなりません。

そのためには、これまでの事務事業を、ただ単に継承するのではなく、常に「なぜ必要なのか!」、「成果が上がったか!」、「どのようにすれば改善できるか!」、「町民が今、欲している事は何なのか!」、「住民サービスの向上につながるか!」、「地域の活性化につながるか!」、「必要性の度合いはどうか!」など職員一人ひとりが、常に問題意識、コスト意識を持ち、既設の事務事業を検証し、スクラップ・アンド・ビルドにより、新たな行政改革に取り組んでいく必要があります。

(1) 定員管理及び給与の適正化等

① 職員定員管理

職員の定員管理については、これまでも行政改革の主要項目として事務改善や組織再編、勸奨退職制度の活用など職員数の抑制に取り組み、平成18年1月1日の合併時180人だったものが平成22年4月1日現在では151人となり29人を削減しました(削減率16.1%)。今後も、事務事業の整理・合理化を図り、住民サービスに支障をきたさないよう人員の適正配置、組織再編に取り組みます。

② 給与の適正化

給与は、毎年度、国、県の人事院勧告を遵守し、給料表を調整し号給額を定めています。平成21年度のラスパイレス指数(地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させ比較し算出したもので、国を100としたもの)は、97.2%で国の俸給額を下回っており、今後も、給与水準の是正、給与制度及びその運用の適正化等、国が進めている給与構造改革を実施し、人件費の抑制に取り組みます。

また、時間外勤務、休日出勤については、週休日の振替、休日の代休制度の活用により時間外経費の抑制に努めます。特殊勤務手当などの諸手当についても勤務の実態、他市町村の動向を踏まえ、必要性の検討を進め、制度のあり方など、見直しに取り組みます。

③ 職員定員管理・給与等の公表

給与等の透明性の確保、情報開示の観点から、広報・ホームページなどを通じて、町民に分かりやすく公表し、行政運営に対する町民の信頼の確保に努めます。

(2) 人材育成の推進

地方分権型社会の進展は、地方自治体の権限拡大、地域固有の政策課題の対応など行政運営に対する自己決定、自己責任の増大を意味し、職員個々の事務遂行能力の向上が求められ、基礎的自治体として、町民の負託に応えうる職員の人材育成は、益々重要となっています。また、多様化・高度化する行政需要の担い手である職員

には、今後、政策形成能力、法制執務能力及び専門的な資質の向上を図るため研修など能力向上に取り組みます。

① 地方分権時代に対応した人材育成

職員の育成については、これまでも、児玉郡市広域市町村圏組合、彩の国さいたま人づくり広域連合などで実施されている各種研修等へ、職員を参加させ、職務遂行能力の向上や資質の向上に努めてきました。

今後、地方分権型社会の到来にあたり、政策形成能力、専門的な知識習得などさらなる職員の研修参加を奨めるとともに、本庄地域定住自立圏形成協定に係る圏域内他市町との合同研修を推進するとともに、町独自の職員研修の充実、職員の意識改革、能力開発・強化に取り組みます。

② 自己申告・提案制度の充実強化

行政運営の大きな役割を担う職員は、町民の奉仕者であるとともに、基礎的自治体の知的財産であり、この職員の能力を遺憾なく発揮できる体制整備は、財政状況の厳しい中で、施策立案、事業実施等において、極めて重要です。

このため、職員の能力が最大限発揮できるよう、自己申告、提案制度などの充実を図り、職員の自己研鑽、能力開発に取り組みます。

(3) 公正の確保と透明性の向上

国、地方公共団体を取り巻く厳しい状況下において、開かれた行政、町民との協働によるまちづくりなど「新しい公共空間」を創造する上で、住民等に対するアカウンタビリティ(説明責任)、情報提供など、これからの行政運営では、公正の確保と透明性の向上は、益々重要性が増しており、住民の注視のもと、公平の確保と透明性の向上が求められています。

これまでも、情報公開制度や、行政手続制度の導入など公正・公平な行政運営に努めてきました。また、近年のプライバシー意識の高まりの中、個人情報保護に対する管理体制の強化として個人情報保護制度を整備し、適正な情報公開に取り組みます。

(4) 行政の担うべき役割の重点化

地方公共団体は、社会経済の変遷する過程で、住民ニーズの多様化・高度化する中、生活環境整備、施設整備など、さまざまな住民サービスを提供し住民福祉の向上に努めてきました。

しかし、行政需要の拡大、社会経済情勢の変化に伴い、これまで行政が社会福祉の向上、地域活性化対策などとして、事業実施してきたサービスの中には、「民間に委ねた方が効率的なもの」、「官民協働により実施した方が、より効果が期待されるもの」など時代の流れの中で変化してきています。このため、時代に即した視点で事務事業の見直しを行い、民間団体・地域住民・企業など地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成して行くことが、時代の要請となっています。

このような状況のなかで、複雑多岐にわたる行政需要を整理し、「官が実施するもの」、「民間に委ねるもの」、「官民協働で実施するもの」などに区分し、行政の役割を重点化し、行政の簡素化、効率化に努め、さらなる行政改革に取り組みます。

① 町民との協働によるまちづくり

「新しい公共空間」を形成するには、行政組織だけでは成り立たない時代となってきました。地域で生活する住民の積極的な行政への参画、地域の企業、NPO、ボランティアとの連携・協働など、行政運営のパートナーとして、共通認識をもって地域社会を築きあげて行くことが重要となっています。

このため、行政と手を携え、町の「新しい公共空間」の創造に向け、地域住民との情報の共有化を図り、計画段階から町民の意見を反映させるための「パブリックコメント」など町民が行政運営に参加できる制度、環境の整備により、町民との協働によるまちづくりを進めていきます。

② 民間委託等による事務効率の改善

行政運営の一層の効率化・簡素化を進めるため、民間委託の推進など民間事業者のノウハウを活用した事務効率の改善を推進します。また、町で運営している公共の施設については、指定管理者制度の活用など管理のあり方について検討していきます。

加えて、施設の廃止、統合など、時代の要請に即した事業の見直しを図り、新規事業等においては、PFI事業の検討等、費用対効果などコスト意識をもって事業推進に取り組みます。

(5) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

「地方でできることは、地方に委ねる」として地方分権化が進展する現在、地方自治体では自己決定、自己責任による政策・施策の領域が拡大し、基礎的自治体の役割はきわめて重要となっています。

この流れに即応した政策、施策、事務事業などの実施にあたり、職員資質のさらなる向上、住民への責任・権限の明確化及び、住民ニーズに対する迅速な対応、スピーディーな意思決定等、分かりやすい組織体制のあり方を検討し、アカウンタビリティ（説明責任）を重視した行政体制の整備に取り組みます。

(6) 情報化の推進

IT（情報技術）の目覚ましい発展は、社会生活の中に急速に浸透し、インターネットを活用した情報化社会を形成し、伝達システムのスピード化・情報収集の効率化などをもたらし、行政運営においても各種事務事業の効率化、行政情報伝達手段、住民からの意見、情報取得手段など多方面に活用され、今後、さらなる利活用が期待されています。

国においても、電子自治体の推進を目指し、「住民基本台帳ネットワークシステム」を構築、平成15年8月25日から住民基本台帳カードの交付を受けることにより、全国のどこの市町村でも住民票の写しが取得可能となりました。また、税の確定申告等の個人認証サービスなど行政手続のオンライン化が進められています。

本町においては、行政事務の効率化に向けIT化を積極的に進め、住民窓口における申請処理や証明書の発行及び戸籍台帳のコンピュータ化など住民サービスの迅速化に努め、また、庁内LANによるグループウェア化、財務会計システムの導入など事務事業の効率化に取り組んできました。

また、町ホームページを活用し、以来、町民に対する生活環境など、行政情報の提供、町民の意見をお聞きするメールボックスの設置、町外向けには観光情報を発

信するなど、情報伝達手段として効率的な運用に取り組んでいます。

情報技術の発展は、ブロードバンド時代を迎え、インターネット網を通じて自宅から様々なサービスを受けられる時代になりつつあります。行政手続においても国から電子自治体の推進が求められ、今後、情報セキュリティの確保に最善の注意を払いつつ、行政需要、システム構築経費の適正化など費用対効果を考慮し、共同アウトソーシングの活用など電子自治体のあり方について検討していきます。

(7) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

国庫補助金の廃止・縮減、国税から地方税への税源移譲及び地方交付税の見直しを同時に進めるとした、いわゆる「三位一体の改革」により、地方公共団体は、歳入総額に占める自主財源部分が増加し、各政策、事業に対する裁量権が拡大する一方、基礎的自治体としての自己決定、自己責任による歳入の確保及び歳出の厳正な執行が求められています。このため行政の役割の明確化、主要事業の選択、予算の重点配分を行い、持続可能な行政運営に取り組めます。

① 歳入の確保

ア 町税収入の確保

地方へ税源移譲が行われ、町の財政に占める地方税等の割合が高まったことにより、行政運営の主要な財源である町税収入の確保対策が更に重要となってきました。

このため、税収の確保、税負担の公平性の観点から、適正な課税賦課、課税漏れの防止及び税滞納者への厳正な対応など、さらなる町税の収納率の向上に取り組めます。

なお、国民健康保険税、住宅使用料、受益者負担金等の徴収及び滞納についても同様に取り組めます。

イ 町有財産の有効活用

町が所有する土地については、計画的な土地利用、有効活用を検討する一方、将来的に公共用地として利活用が見込めない用地等の貸与、売却など財源確保に努めます。その他、町有林などの町有財産の活用も含め財源の確保に努めます。

ウ 使用料・手数料の見直し

体育館、運動場、テニスコートなどの公の施設を運営するには、修繕等の維持管理費、人件費、光熱水費などの経費を要します。また、住民票の交付や各種証明書の発行なども、人件費や用紙代等の消耗品費を要します。

これらを利用する場合、利用する人と利用しない人の間に不公平が生じることになるため、応分の負担として、使用料や手数料を徴収し、公平性の確保に努めています。

今後、これらについて社会経済情勢の変化、公平性の確保などに留意し、利用状況、施設等の維持管理経費などコスト意識を持って、施設の廃止等も含め、適正な負担割合の見直しに取り組む財源の確保に努めます。

② 歳出の節減・合理化

ア 事務事業の合理化の推進

厳しい財政状況の下、効率・効果的な政策・施策・事務事業を実施して行くためには、前例踏襲型の行政体質を改め、常に住民本位に立った現状分析を行い、職員自らの仕事を見直し、目標を定め、改善を加え、その時代に即した事業として実践していくことが必要となっています。

このための手法としてPDC Aサイクルによる「行政評価」、「事業仕分け」等により、主要施策の明確化、予算配分の重点化など、事務事業の見直しによる歳出全般の経費節減、効率化に取り組みます。

イ 総人件費の抑制

定員適正化計画に基づく職員数の削減に併せて、社会経済情勢の変化を踏まえ各種手当等について、廃止・見直しを行い総人件費の抑制に努めます。

さらに職員給与については、国における給与構造の改革を踏まえ、給与水準の抑制に取り組みます。

ウ 補助金等の整理・合理化

町からは、行政施策の振興策として、各種団体や地域住民の活動を育成、支援するため、補助金、負担金及び助成金などが交付されています。

今後、この補助金のあり方を考える上で、補助金の交付目的を再度明らかにして、「行政が対応すべき必要性」、「費用対効果」、「経費負担のあり方」を検証し、「所期の目的を達成したもの」、「活動内容が所期の目的と異なるもの」など点検・精査し、社会経済情勢を踏まえ、補助金交付目的に合わない事業等の廃止・見直し及び類似事業の補助金統合を図ります。

また、組織等への新たな補助金交付に対しては、「サンセット方式」の導入の検討など、最小の経費で最大の効果が発揮できる補助金制度への転換に取り組みます。

加えて、補助金交付団体の中には、補助金を交付する担当課職員が経理事務等を実施している組織等もあり、団体の自立、補助金の公平性、透明性の観点から経理事務・事業活動を団体員自ら運営しうる組織体制の育成を図り、役割分担の強化、効率化に取り組みます。

エ 公共工事の適正化・効率化

町民の生活環境・社会福祉の向上は、行政に課せられた重要課題であり、社会経済情勢に合わせ社会資本整備の拡充を図らなければなりません。

一方、財政状況はバブル崩壊以後、国、地方自治体ともに財政状況が逼迫し、本町の経常収支比率は高い水準で推移しています。このため、投資的経費の配分割合は低く抑えられ、限られた予算の中では、基金の取り崩し、地方債の借入れ及び補助事業等の有効活用により財源を確保して事業を実施していかねなければなりません。

このような状況において、事業実施にあたっては、中長期的な財政計画に基づき、税金などの歳入予測の推移から町の投資余力を把握し、重点的かつ効果的な事業の採択・実施を図っていきます。

なお、公共工事は、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、地域事情を

考慮しつつ、積極的にコスト構造改革に取り組みます。

さらに、公共工事の入札・契約に対する住民の信頼を確保し、公平・公正な入札・契約の適正化を図るため、電子入札の実施、入札・契約情報の公開など、更なる適正化に取り組みます。

(8) 議会・行政委員会等の改革

議会・農業委員会等各種行政委員会については、町村の合併により、定数・人件費の抑制に大きく寄与しました。

しかし、簡素で効率的な行政運営を図る上で、条例等で定められている審議会・委員会等も含め、時代の流れに即した、定数、報酬の見直しに努めます。

① 議会

町議会の議員定数は、旧神川町18人、旧神泉村10人の計28人であったものが「神川町及び神泉村の廃置分合に伴う議会の議員の定員に関する協議書」に基づき18人に削減されました。さらに、平成23年4月30日からは4人削減され、14人となります。

今後地方分権が進む中、地方自治体の自己決定、自己責任の拡大に伴い、地方議会の責務も重大さを増し、町民の代表として、また、議決機関として、住民の負託に応えるため行政改革の推進が期待されます。

② 農業委員会等各種行政委員会

本町農業委員会における選挙による委員定数は、旧神川町16人、旧神泉村9人の計25人であったものが、15人に削減されました。

また、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会も、合併に伴い、法令に基づき新たに設置され、今後、効率的な委員会運営の取り組みが期待されます。

③ その他附属機関・団体等

行政委員会を除く、その他法令等に基づく行政の附属機関として設置されている総合計画審議会等の各種審議会においては、合併に伴う統合、定数の調整が行われました。また、コミュニティ協議会などの各種団体においても、統合が進められて、今後も社会経済情勢を踏まえ、時代に即して、附属機関の設置目的を踏まえた組織改革に取り組みます。

(9) 地方公営企業等の経営健全化の推進

本町では、行政運営の円滑な業務執行を行う上で、普通会計と区分し、事業目的が明確な事業で、事業内容及び受益者負担の公平性・透明性を図る観点から、特別会計及び企業会計を設置し経営健全化に努めています。

① 特別会計の健全化

本町では、国民健康保険（事業勘定【国保加入者の医療費等給付事業】）、国民健康保険（施設勘定【診療所運営に関する業務】）、老人保健（平成22年度末で廃止）、後期高齢者医療、介護保険、住宅資金貸付事業、町営バス事業、観光事

業、公共下水道事業の9事業の特別会計を設置し、個々に歳入・歳出予算を編成して事業運営が行われています。

これらの特別会計は、事業目的、事業内容により、制度維持のための保険税(料)や受益者負担金、使用料等を徴収し事業実施されています。

本来、独立採算による事業運営が原則となりますが、地域の特性、実情及び公益性の観点から、一部一般会計から特別会計に繰出し金を支出し、事業運営が行われています。この繰出し金が増大し、一般会計予算を圧迫する要因にもなっています。

このため、特別会計の事業においても、一般会計と同様に改革を進め、事務事業のあり方を検討し、繰出し金の抑制、適正化に取り組みます。

② 公営企業の健全化

本町の上水道事業は、公営企業法に基づき運営されています。

公営企業とは、町(行政)が直接社会公共の利益と地域住民の福祉の向上を目的として経営する企業で、町内居住者に安全・安心な水の供給を行い、その対価として料金を徴収し、その料金収入により事業経営が行われています。そのため、受益者負担の原則、公平性の原則が強く求められています。

また、水道事業は、専門的な業務の要素が多分に含まれています。このため、民間の先進技術の導入及び業務委託の推進等、効率的な企業経営、水道料金の適正化に取り組む一方、水道料金の徴収においても口座振込の推進、未納世帯への臨宅徴収など、企業的経営手法による経営合理化に取り組みます。

第6章 公 表

地方分権化、三位一体の改革、新たな「地域主権改革」などに伴い、地方公共団体の自己決定、自己責任による政策・施策立案・事務事業の領域が拡大する一方で、少子高齢化の進展、町内総人口・生産年齢人口の減少などにより、町税収入等の減少など厳しい財政状況が見込まれています。行政需要に迅速、適切に対応し、行政サービスの向上を図るためには、施策・事務事業の見直し・改善、職員数の抑制・総人件費の削減などの行政改革を継続的に実施しなければなりません。また、行政改革を進める上で、町民の理解、協力が必要であり、パートナーとして共に歩んでいくことが必須と考えられます。

このため、広く町民に取り組み内容及び取り組み状況を公表し、情報の共有化、行政と町民の協働によるまちづくりを推進していきます。

① 広報紙による公表

行政の広報紙を活用し、職員の定員管理、給与等の実態、行政改革の内容及び取り組み状況を公表し、透明性の確保、情報開示に努めます。

② ホームページによる公表

町ホームページを活用し、行政改革大綱及び集中改革プランの全文を公表します。また、進捗状況なども、随時公表するなど、透明性の確保、情報の共有化に努め、住民との協働による行政改革に取り組みます。

用語解説

－あ 行－

◎アウトソーシング

アウトソーシングとは、Out=外部 Sourcing=資源活用と訳され、外部資源の有効活用とすることを意味しますが、一般的には、行政や企業の業務のうち専門性のあるものや定型的なものなどについて、それを得意とする他の事業者や団体等に外部化することをいいます。アウトソーシングによって、限られた資源を中核業務に集中させることができ、それ以外の業務については、外部の活用により、業務の効率化や専門化等が図られる場合に有効とされます。外部委託等の推進や指定管理者制度の導入は、アウトソーシングに含まれます。

◎アカウントビリティ

〔責任、責務の意〕

社会の了解や合意を取りつけるために業務や研究活動の内容について対外的に説明する責任のこと。行政運営において、「説明責任」の意味で使われています。

◎一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理する会計の意味で使われます。

◎オンライン

コンピュータの入出力装置などが、中央処理装置と直結している状態。また、通信回線などによって、人手を介さずに情報を転送できる状態をいいます。

－か 行－

◎各種手当

地方公務員に支給することができる手当は、地方自治法第204条第2項に列挙されており、手当の額や支給方法は、各地方公共団体の条例等で定めることとされています。

◎合併特例債

合併市町村が、一体性の速やかな推進や均衡あるまちづくりの発展に資するため、市町村建設計画に基づいておこなう事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいいます。

◎勸奨退職

職員の新陳代謝を図るため、定年前に勸奨を受けて早期退職することです。

◎基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税・交付金等の収入を一定の方法によって算定した額の合算額。全国の自治体の収入を一定のルールで算出した額です。

◎基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。全国の自治体が平等に行政サービスを提供するために必要な額を一定のルールで算出した額です。

◎行政手続制度

町の行う行政処分等について事前の手続を定めたもので、手続を明確にしておき、行政の透明性の向上と公正の確保をしようとする制度のことです。

◎協働

行政と町民、町民活動団体、企業の協力・連携のもと、目的、課題などを共有し、各々の役割を果たしながら、まちづくりなどの課題の解決や目的の実現を図ることです。

◎繰入金

地方公共団体の一般会計、特別会計、基金など各会計の間で移動する現金のこと。特別会計において、その事業の遂行に必要な財源が不足する場合には、一般会計等から資金の繰入れを行い、補填することがあります。

◎経常収支比率

経常的に使うべき経費を経常的に入る財源で割った割合。地方公共団体の経常一般財源の硬直性、余裕度を示すものであり、財政構造の良否を判断する指標。通常 70～80%が標準的とされ、80%を著しく超えると財政構造が硬直化しているため、その原因を究明し、経常的経費の抑制に努める必要があります。

◎権限委譲

国の持っている許可、認可などの権限を都道府県や市町村に移すこと。また、県が持っている許可、認可などの権限を市町村に移すことです。

◎公債費

地方債の発行の際に定められた条件により毎年度必要となる元金の償還及び利子の支払に要する経費のことです。

ー さ 行 ー

◎財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。1.0 以上なら国から交付税をもらわないでも行政サービスを提供できる団体となります。

◎サンセット方式

補助金に一定期間の終期を設定し、特別の理由がなければ期限の延長は行わないことです。

◎三位一体改革

地方分権を進めるに当たって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の削減」、「地方交付税の見直し」を一体的に行うものです。

◎指定管理者制度

公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと。平成 15 年 9 月に施行された地方自治法改正により、それまでの管理委託制度に代えて導入。従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共の団体に限られていましたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれています。

◎情報セキュリティ

情報が漏れないようする安全対策のことです。

◎自己決定 自己責任

平成 12 年 4 月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、住民に身近な行政サービスの提供は、地方自治体が自らの判断と責任において、地域特性や住民意思を尊重しながら決定し、実施することです。

◎自立

時代の大きな流れと現状を的確に認識し、「自助・共助・公助の補完性の原則」により、行政と住民が共に責任と役割分担を負うことです。

◎人件費

特別職や職員などに対し、給料や諸手当などとして支払われる経費をいいます。

◎スクラップ・アンド・ビルド

組織、制度、事業などを新たに作る場合は、まず既存のものを見直し、廃止や統合して、全体として増加・拡大しないようにすることです。

◎説明責任

アカウンタビリティ。行政がわかりやすい言葉で政策・施策・事業などの行政活動の意義や効果を市民に説明し、理解を求める責任。行政は、税金をはじめとする社会的資源を利用して様々な行政サービスを提供していることから、資源が正しく使われているか、資源の利用方法は効率的か、現に提供している行政サービスは市民のためになっているか、などについて市民に対して明らかにする責任をいいます。

一た 行一

◎単独事業・補助事業

単独事業とは、町が国や県から補助を受けずに自らの経費で行う事業のこと、補助事業とは、町が国や県などから補助を受けて行う事業のことです。

◎地方分権

現在、国・地方の長期債務の異常な累積、歳入不足、少子高齢化社会などに対応するため、地方に関係する行政システムを抜本的に見直し、全国一律の地方行政でなく、自立した地方公共団体が各地方の選択に基づき自己責任のもとで自主的・自律的に行政を行い、各他の特色を競うことができるようにすること。

◎地方交付税

地方公共団体に納められる税金は、その団体の経済規模やその構造、人口等により差が生じます。このため、このアンバランスを補って、全国どこに住んでいても、標準的な行政サービスが受けられるよう、一定のルールにより算出し、国から地方へ交付する税（交付金）のことです。

◎地方公営企業

地方公共団体の経営する公益的な事業。特に地方公営企業法の適用される水道・鉄道・電気・ガス事業等をいいます。

◎市内LAN (Local Area Network)

同一市内の範囲での総合的な情報通信網のこと。コンピュータ・ネットワークを基本とし、多様な情報を一括して送受信したり、処理したりすることが可能です。

◎定員管理

定員管理とは、地方公共団体が、総職員数を最小限に抑えることと、部門ごとに適切な人員を配置することを2つの要素としその目的は、町民負担を抑制しながら、人材を有効に活用し、「最少の職員数で最大の効果をあげる」ことにあります。職員定数は、職員定数条例で規定され、実際に配置する職員数はこの定数を超えることはできません。

◎定員適正化計画

定員管理を計画的に行うために、計画期間を定め、数値目標を掲げた計画のことです。
なお、「集中改革プラン」においては、平成22年4月1日現在における定員の数値目標を掲げることとされています。

◎電子自治体

自治体がITを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するための取り組みをいいます。従来、電子自治体の主目的はネットワークを介して時間や場所に関係なく住民にサービスを提供することや、業務の効率化によって運営コストを低減することとされてきました。しかし最近では「観光情報の発信」「地域交流」「防災」「防犯」といったさまざまな分野でITの利用が検討・実践されており、電子自治体の役割はより広範なものになってきています。

一は 行一

◎パブリック・コメント

町民生活に広く影響を及ぼす町政の基本的な計画や条例等を立案する過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、当該案について町民等から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続のことです。

◎バリアフリー

障壁のない意。建築設計において、段差や仕切りをなくするなど高齢者や障害者に配慮をすることです。一般的には障害者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われています。

◎費用対効果

町が実施する公共工事や各種事業にかかる費用に対して、どれ位の効果があるのかということの評価するもの。財政状況が厳しいなかで、この費用対効果を検証していくことが重要となります。

◎標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で収入が見込まれる経営的一般財源の規模をいいます。普通交付税制度との関連で、標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の総量を示すもので、財政分析や財政運営の指標の算出のため利用されます。

◎扶助費

高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などのため、社会保障制度の一環として支払われる経費をいいます。

◎普通会計予算

地方公共団体における会計は、団体ごとの範囲が異なるため、比較が難しく困難となっています。そのため地方財政統計上、統一のとれた会計区分が求められており、その会計を普通会計予算といいます。具体的には、一般会計予算と特別会計予算の一部を合算したものです。

◎普通会計決算

各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いるため、総務省の定める基準により作成されるものです。具体的には、一般会計決算と特別会計決算の一部を合算したものです。

◎プライマリーバランス

基礎的財政収支と訳され、一般会計において、歳入総額から地方債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から地方債の元利金を差し引いた金額の収支を表すもので、歳出の方が多ければ赤字となり、将来の借金負担が経済規模に比べ増大することになります。また、黒字になれば、過去の借金返済に充てられるため、財政が健全であることを示すこととなります。

◎平均給与月額

給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均金額です。

◎平均給料月額

平成18年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

－や 行－

◎ユニバーサルデザイン

施設、備品などを作る場合、初めから、障害者や高齢者なども含め、誰にとっても使いやすい形に設計することをいいます。

－ら 行－

◎ラスパイレス指数

一般行政職について、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

比較しようとする地方公共団体の職員構成を国家公務員の職員構成と同一と仮定して、比較対象団体の仮定給料総額（比較対象団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国家公務員の職員数を乗じて得た総和）を、国家公務員の実給料総額で除して得る加重平均方式で算出します。

◎類似団体

市町村が財政運営の健全性を確保していくためには、自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、それを将来の財政運営に反映させていくことが適当です。分析に当たっては、自らの財政状況を他の地方公共団体と比較することが有効ですが、比較対象は、その態様（財政状況を決定する前提条件【例：人口】）が自らと類似している団体であることが望ましいと考えられます。

類似団体とは、そのような比較検討の資料を提供するため、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことです。

現在、類似団体の類型は、市（政令市を除く。）及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として、設定されています。

－アルファベット順－

◎IT (Information Technology)

コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。意味する範囲は広く、コンピュータを構成するハードやソフトの技術をさす場合や情報の活用の仕方をさす場合などがあります。

◎NPO (Non Profit Organization)

非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、町民・民間の支援のもとで営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織・団体をいいます。

◎PDCAマネジメントサイクル

事務・事業の実施におけるPlan(計画)－Do(実施)－Check(評価)－Act(改善)のサイクルシステム。毎年度目標を定め事業を実施し、結果について有効性、効率性、影響力等総合的な観点から評価し、見直し改善を図る事務・事業管理の手法をいいます。

◎PFI

公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものであり、JRやNTTのような民営化とは違います。



第2次神川町行政改革大綱

平成23年2月
神川町行政改革推進本部